

## 田原市災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱

田原市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成24年6月1日施行）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び田原市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者に対する情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援体制の整備並びに平常時における見守り及び支援への取組を推進し、もって安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により受けている要介護認定に係る要介護状態区分が要介護3から要介護5までの者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（障害程度の等級が1級又は2級である者に限る。）
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が重度（A判定）である者に限る。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害等級が1級である者に限る。）
- (5) 65歳以上で同居する者がいない者又は65歳以上のみの世帯の者
- (6) その他支援を必要とする者

2 この要綱において「避難支援等関係者」とは、避難支援等の実施に携わる者のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 田原市消防本部
- (2) 愛知県警察
- (3) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6節に規定する児童委員
- (5) 田原市社会福祉協議会
- (6) 田原市市民協働まちづくり条例（平成20年田原市条例第1号）第2条第9号アに規定する自治会
- (7) その他避難支援等の実施に携わる関係者

3 この要綱において「避難支援等」とは、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

4 この要綱において「避難行動要支援者名簿」とは、避難支援等を実施するための基礎となる名簿をいう。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第3条 市長は、その保有する情報及び関係機関から収集した情報等を利用し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 市長は、避難行動要支援者名簿に避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項  
(名簿情報の提供における同意確認)

第4条 市長は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を平常時から避難支援等関係者に提供することについての同意を確認するため、避難行動要支援者に田原市災害時避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意確認書（様式第1号。以下「同意確認書」という。）を送付するものとする。

2 避難行動要支援者は、名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて同意する場合は、同意確認書に前条第2項各号に規定する必要事項を記入し、市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、避難行動要支援者が、障害等により本人による届出が困難な場合は、代理人による届出ができるものとする。

(名簿情報の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報のうち前条第2項の規定により同意を得て登録された避難行動要支援者に係る名簿（以下「同意者名簿」という。）の情報を提供することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供することができる。

(名簿情報の利用)

第6条 市長は、法第49条の11第1項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を利用することができる。

2 避難支援等関係者は、前条第1項の規定により提供を受けた名簿情報を次に掲げる活動に利用することができる。

- (1) 災害時における避難誘導、安否確認、救出活動等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等
- (3) 防災訓練及び避難訓練
- (4) その他避難行動要支援者の避難支援に関すること。

(名簿情報の漏えい防止のための措置)

第7条 第5条の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報受領者」という。）は、

当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 名簿情報を施錠可能な場所へ保管する等厳重な保管を行うこと。
- (2) 名簿情報を必要以上に複製しないこと。
- (3) 名簿情報受領者が団体である場合は、その団体内部で名簿情報を取り扱う者を限定すること。

(利用及び提供の制限)

第8条 名簿情報受領者は、避難支援等の用に供する目的以外のために当該名簿情報を自ら利用し、又は他の者に提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 名簿情報受領者は、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。名簿情報を受けるべき者でなくなった後も同様とする。

(登録の変更)

第10条 第4条第2項の規定による名簿の提供に同意する避難行動要支援者（以下「名簿提供同意者」という。）又はその代理人（以下「名簿提供同意者等」という。）は、同意確認書に記載した内容に変更が生じたときは、変更事項を記載した同意確認書により、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第11条 名簿提供同意者等は、同意者名簿の登録の取消しを求める場合は、田原市災害時避難行動要支援者名簿登録取消届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、名簿提供同意者等から、前項に規定する届出書の提出がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、同意者名簿の登録を取り消すことができる。

- (1) 名簿提供同意者が死亡した場合
- (2) 名簿提供同意者が市外に転出した場合
- (3) 名簿提供同意者が施設入所等により施設への転居手続を行った場合
- (4) 名簿提供同意者が避難行動要支援者でなくなった場合

(名簿情報の更新)

第12条 市長は、避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援等の体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を年2回更新し、名簿情報を最新の状態に保持するものとする。

2 市長は、名簿情報を更新したときは、第5条第1項の規定により同意者名簿の情報を提供した避難支援等関係者に更新後の同意者名簿の情報を提供するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

田原市災害時避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意確認書

田原市長 殿

私は、災害対策基本法第49条の10の規定により田原市が作成する避難行動要支援者名簿に記録された私に関する情報のうち、以下（裏面を含む。）の個人情報を田原市消防本部、愛知県警察、民生委員・児童委員、田原市社会福祉協議会、自治会等に提供することに同意します。

本人氏名 ..... （代理記載者 氏名 ..... ）

① 要支援者（以下、必要事項を記入の上、該当する番号に○をつけてください。）

申請日	年 月 日		
住所 居所 (アパート名、部屋番号まで記入)	〒	—	電話 ( )
			FAX ( )
			携帯電話 ( )
			Eメール ( )
ふりがな 氏名	(男・女)	生 年 月 日	
		明・大・昭 ・平・令	年 月 日
要支援者 本人の状況	1 介護保険認定者 (要介護状態区分: 3 4 5 )		
	2 障害者 (障害の種別: 障害の程度: )		
	3 65歳以上のひとり暮らし高齢者	ひとり暮らし 又は高齢者 のみの時間	① 全 日
	4 65歳以上の高齢者のみの世帯		② 時~ 時
	5 その他(具体的に )		
特記事項	具体的な身体等の状況		

② 家族・親戚等の連絡先

氏名	続柄	住所	〒 — 電話 ( ) 携帯電話 ( )
氏名	続柄	住所	〒 — 電話 ( ) 携帯電話 ( )

③ 地域支援者

あなたの避難などのお手伝いをしていただけるご近所の方のお名前を、下の欄にお書きください。その方へは、市も協力を依頼します。(見つからない場合は、空欄で提出してください。)

氏名	住所	〒 — 電話 ( ) 携帯電話 ( )
氏名	住所	〒 — 電話 ( ) 携帯電話 ( )

④一緒に住んでいる人（家族・同居人）の状況

フリ 氏	がな 名	続柄	年齢	フリ 氏	がな 名	続柄	年齢

⑤【要支援者の特記事項】該当する番号に○をつけ、必要事項を記入してください。

- 1 持病があります。  
(病名： )
- 2 いつも飲んでいる（使っている）薬があります。  
(薬の名前： )
- 3 かかりつけの医療機関があります。  
(医療機関名： 電話 — )
- 4 目が悪いので、音声で呼び掛けてください。
- 5 耳が聞こえないので、筆談や手話で呼び掛けてください。
- 6 耳の聞こえが良くないので、大きな声で呼び掛けてください。
- 7 避難するときは「担架」が必要です。
- 8 避難するときは「車椅子」が必要です。
- 9 歩くことはできますが、避難所まで付き添いが必要です。
- 10 人工透析を受けています。
- 11 在宅酸素療法を受けています。
- 12 人工肛門、人工膀胱を使用しています。
- 13 ペースメーカーを使用しています。
- 14 避難所での生活に、特別な配慮が必要です。  
(内容： )
- 15 食事に特別な配慮が必要です。  
(内容： )
- 16 その他事前に知らせておきたいことや、配慮してほしいことなど。

[ ]

年 月 日

田原市災害時避難行動要支援者名簿登録取消届出書

田 原 市 長 殿

私は、災害時避難行動要支援者の同意者名簿への登録の申請をしましたが、次の理由により名簿登録の取消しを届け出ます。

1 登録取消理由

<input type="checkbox"/> 死亡	※代理人による提出
<input type="checkbox"/> 転出	
<input type="checkbox"/> その他（	）

2 名簿提供同意者（本人）

ふりがな			性別	男 ・ 女
氏 名				
生年月日	年 月 日			
住 所 居 所	田原市			
連 絡 先	電 話	—	—	
	F A X	—	—	
	Eメール			

3 代理人（代理人が提出する場合のみ記載）

ふりがな			本人との 続 柄	本人から見て
氏 名				
住 所	<input type="checkbox"/> 本人と同居（記入不要） <input type="checkbox"/> 本人と別居（以下に記入）			
連 絡 先	電 話	—	—	
	F A X	—	—	